

新居浜市U I J ターン保育士等支援事業

(県・市町連携事業)

新居浜市では、子育て世代の負担軽減及び保育士の確保を目的として、愛媛県内外から新居浜市内の保育所等（保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園）へ就職する保育士等（保育士・保育教諭）に対して、引越費用や家賃等にかかる費用を助成します。

補助対象者

次のすべての条件を満たす人が対象となります。

- 1 保育士等資格を有している者
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に新居浜市内の保育所等に正規職員として就職した者
- 3 保育業務に「月120時間以上」または「1日6時間以上かつ月20日以上」勤務し、1年以上継続して同一保育所等に勤務をする意思がある者
- 4 次のいずれかに該当する者
 - (1) 就職を機に愛媛県外から愛媛県内に転居した者
 - (2) 愛媛県内の指定保育士養成施設を卒業した翌年度から就職を機に愛媛県内で転居した者（新居浜市内での転居を除く）

【対象となる事例】

- ①新居浜市内の保育所等に就職するために、県外から新居浜市若しくは県内近隣市に転居した場合
- ②県内の養成校を卒業して、新居浜市内の保育所等に就職が決まり、新居浜市若しくは県内近隣市に転居した場合

補助対象経費

就職するために要した引越費用、住宅賃借費用（礼金・仲介手数料・家賃）、交通費

補助金額

一人当たり上限20万円以内

お問い合わせ先
新居浜市福祉部こども局こども保育課
（新居浜市一宮町一丁目5番1号）
☎0897-65-1582（直通）

